

中山間地域等直接支払制度概要と令和7年度実施状況

目的 中山間地域は、農業生産だけでなく水源かん養、土壌の侵食や崩壊の防止など自然環境保全、良好な景観形成等様々な面において重要な地域ですが、傾斜地が多く耕作に不利な条件に加え担い手の不足など耕作放棄地の増加が深刻化しています。

このため、担い手の育成等による農業生産活動の維持を通じて中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、旧対策を踏まえ令和元年度より第5期対策中山間地域等直接支払交付金が交付されています。

対象要件 1. 急傾斜地（田20分の1以上・畑15度以上）において1ha以上の営農上一体性のある農地（農振農用地）の団地
2. 市長と団地とで集落協定を締結し、農業生産活動を5年間以上継続する。

交付金等 1. 田 10a当たり21,000円又は8,000円（年間）
畑 10a当たり11,500円又は3,500円（年間）
※農地の条件等により加算措置があります。
2. 交付金は集落協定代表者に交付され、用排水路清掃費及び農道管理費（草刈り）等に50%程度を充当し、残りは農業者に分配する。

実施の状況 大月市における集落協定は現在1集落で協定農用地1.59ha
協定参加人数 10人
交付実績324,455円

集落協定名	交付金額 (円)	協定農用地 (ha)	協定参加人数 (人)	農業生産活動等の実施状況
遅能戸地区中山間 耕作者組合	324,455	1.59	10	農道・水路の管理活動 景観作物の作付

お問い合わせ先 産業観光課 農林業担当
0554-20-1833